

## 福島県犯罪被害者等支援条例（案）について提出された御意見とそれに対する県の考え方

No.	項目	意見	対応
1	第九条 犯罪被害者等支援計画	支援計画を定めるときは、犯罪被害者等およびその他の関係者の意見が十分に反映させなければならない。その手段として推進会議（宮城は条例に明記）のような何らかの機関の設置を定める条文が必要です。その会議のメンバーには犯罪被害者等の支援におけるさまざまな領域の有識者だけでなく、当事者として犯罪被害者等が加わる必要があります。この条文に何らかの機関の設置を定めていただきたいと思います。	・推進計画の策定に当たっては、犯罪被害者等支援の有識者で構成する「福島県犯罪被害者等支援検討委員会」で検討をいただくこととしております。なお、当検討委員会には犯罪被害者等の方に委員として加わっていただいております。
2	第九条 犯罪被害者等支援計画 第十条 総合的な支援体制の整備	支援計画立案の際には、犯罪被害者やその他の関係者の意見が十分に反映されなければなりません。その手段として、関係委員会や推進会議等の設置を定める条文とすべきです。さらに、その構成員には犯罪被害者が加わることを望ましいと考えます。	・推進計画の策定に当たっては、犯罪被害者等支援の有識者で構成する「福島県犯罪被害者等支援検討委員会」で検討をいただくこととしております。なお、当検討委員会には犯罪被害者等の方に委員として加わっていただいております。
3	第十一条 財政上の措置	財政上の措置で講ずるよう努めるとありますが、努めるで必要な財政確保が出来るのでしょうか。	・今後推進計画の策定において必要な支援策を議論したうえで、計画に位置づけ、必要な予算の確保に向けて調整してまいります。
4	第十二条 相談及び情報の提供等	県のHPには「相談窓口」としてカテゴリー別に相談窓口が提示してあります。しかしながら、犯罪被害者等の被害は多岐にわたりますので、個々に相談するには、その都度事情を説明しなければならず、二次被害につながります。また、たらい回しされたという苦言も聞かれます。犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的に行うために「犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置する」という条文を明記して頂きたいです。	・総合的な相談対応におけるワンストップ機能の強化は重要であると考えており、推進計画の策定において窓口のあり方や相談機能の充実について検討してまいります。
5	第十二条 相談及び情報の提供等	従来の各種「相談窓口」でたらい回しされたという事例が多く聞かれます。犯罪被害者等に寄り添った支援を総合的に行うために、ワンストップとして機能する「犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置する」という条文の挿入をお願いします。	・総合的な相談対応におけるワンストップ機能の強化は重要であると考えており、推進計画の策定において窓口のあり方や相談機能の充実について検討してまいります。

## 福島県犯罪被害者等支援条例（案）について提出された御意見とそれに対する県の考え方

No.	項目	意見	対応
6	第十四条 心身に受けた影響からの回復	<p>交通犯罪被害者遺族として10年以上苦しみ続けており、現在も精神通院を続けている。被害者支援センターは役に立たず、利用できるものは生活保護ぐらいだった。加害者は刑務所内でのカウンセリングなど、社会復帰までの道のりがきちんとできているにもかかわらず、被害者遺族は亡くなった本人ではないためか、救済はほぼない。自費で精神通院をし、職を失っても自力で探さねばならないのはなぜなのかと思う。</p> <p>加害者天国と言われる日本を変えていきたいと、犯罪被害者遺族はそれぞれに苦しい想いをしながら活動を続けている。交通事故だからしかたがないとは何度も言われてきた言葉であるがそれは間違いである。交通犯罪も重罪である。</p> <p>インターネット上での被害者への誹謗中傷も多い。相談窓口を多くし、少しでも被害者遺族が心の病の回復に向かい社会復帰できる環境を熱望する。</p> <p>現実には、加害者のほうが心にしこりを残さず、犯罪も忘れて社会復帰してることが多いように思う。絶望して裁判をすることも、自賠責保険の手続きすらもできずになんの救済も得られなかった方が私の身内と同じ事故で亡くなった方である。少しでもそんな方が救われる条例であってほしい。</p>	<p>・総合的な相談対応におけるワンストップ機能の強化を検討するとともに、犯罪被害者等に寄り添い、個々の事情に配慮できるよう、支援策の充実に努めてまいります。</p>
7	第十五条 安全の確保	<p>一時保護、施設への入所とは具体的に確保されているのか。県が行うものとして、県営住宅は使用出来ないと伺っている。</p>	<p>・「一時保護、施設への入所による保護」とは、DV事案や児童虐待事案における一時保護や施設への入所による保護をいい、配偶者暴力相談支援センター内や児童相談所内に確保されております。</p>
8	第十六条 居住の安定	<p>「住居の提供、その他の必要な施策を…」とあるが、住居の提供に“公営住宅の活用”を加えて欲しい。</p> <p>公営住宅の情報はすぐに分かるので、犯罪被害者等に速やかにかつ正確に情報提供が可能と思われるので検討をお願いします。</p>	<p>・「住居の提供」には「公営住宅の活用」も含まれております。</p> <p>なお、公営住宅の優先入居については、福島県営住宅等条例に記載されており、犯罪被害者等への優先入居はすでに実施されております。</p>

## 福島県犯罪被害者等支援条例（案）について提出された御意見とそれに対する県の考え方

No.	項目	意見	対応
9	第十六条 居住の安定	住居の提供に“公営住宅の活用”を明記して下さい。 公営住宅の空き室状況は担当部署で把握しているため、関係部署間の連携により、犯罪被害者等に速やかな情報提供が可能と思われます。（縦割り行政の弊害打破を図る意味からも）	・「住居の提供」には「公営住宅の活用」も含まれております。 なお、公営住宅の優先入居については、福島県営住宅等条例に記載されており、犯罪被害者等への優先入居はすでに実施されております。
10	第十六条 居住の安定 第十八条 経済的負担の軽減 第十九条 大規模事案における支援の実施	全てに講ずるものとするがありますが、具体的なものが策定されているのか。	・現在の支援策の見直しや先進的な取組を参考にしながら、具体的な支援策を推進計画において検討してまいります。
11	附則	（見直し）を定める IT社会となり、社会情勢の変化が速く、想像を超える犯罪も起きている。また、国の犯罪被害者等基本計画の進展によっては、条例の見直しの必要性があります。「県は社会状況の変化等を踏まえ必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。」（埼玉県） このような条文を是非とも検討をお願いしたい。	・御意見のとおり、社会情勢の変化や想像を超える犯罪に対応した条例の見直しは重要であると考えており、適時に必要な見直しを行ってまいります。 なお、本条例に基づき策定する推進計画においても、同様に見直しを行ってまいります。
12	附則	SNSの利用によって想定外の犯罪も多発している現状です。目まぐるしく変化する世情から、「県は5年ごとにこの条例について見直しを行うものとする。」というような記述をお願いします。	・御意見のとおり、社会情勢の変化や想像を超える犯罪に対応した条例の見直しは重要であると考えており、適時に必要な見直しを行ってまいります。 なお、本条例に基づき策定する推進計画においても、同様に見直しを行ってまいります。